

令和2年6月19日

認可外保育施設 施設長 様

習志野市こども部
こども保育課長

新型コロナウイルス感染症にかかる登園自粛検討期間の終了について

政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言後、保護者には登園自粛のお願いをしてまいりましたが、習志野市の保育施設では、本日まで臨時休園することなく、保育を継続することができました。日々の感染予防に努めていただいた職員の皆様には大変感謝いたします。

つきましては5月26日付け『新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除における登園自粛の御検討について（お願い）』でお知らせしましたとおり、保護者へ登園の自粛を依頼する期間は、6月30日（火）をもって終了といたします。

これにより、新型コロナウイルス感染症に係る基本保育料の減免助成についても終了いたします。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は未だ収束しておりませんので、引き続き、毎日の検温等の体調管理や3歳児以上の子どものマスク着用等、保護者に御理解と御協力をいただけるよう、丁寧な説明と工夫した環境構成をお願いいたします。

【その他】

1. 育児休業からの復帰日について

4月入園決定となっているお子様の施設等利用費及び民間保育施設入所児童助成金について、育児休業からの復帰を要件として請求・申請する場合、5月10日までに職場に復帰された方は4月分から補助・助成の対象としておりますが、登園自粛により、7月10日までの間に職場に復帰されれば、4月分から補助・助成の対象としておりました。

今回、育児休業からの復帰日をさらに延長し8月10日までの間に復帰されれば4月分から補助・助成の対象といたします。（ただし、基本保育料の減免助成は6月末で終了しますので御注意ください）また、その後別の認定要件となる方でも、上記期日までの復帰が必須となります。

※施設等利用給付認定者で、7月以降も登園を見合わせたい場合は、6月下旬に送付予定の給付認定の更新に係る申請書等の提出の際に「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届」（在籍施設又は本市ホームページにて取得）に「育児休業からの復帰日を延長するため。復帰予定日：〇月〇日」と記載の上、こども保育課または在籍施設に提出していただきます。（郵送も可能です。）

2. 求職活動要件による認定期間の延長について

施設等利用費及び民間保育施設入所児童助成金について、求職活動を要件として請求・申請する場合、5月末日までに就労を開始されれば、4月分から補助・助成の対象としておりますが、登園自粛により7月末までに就労を開始されれば、4月分から補助・助成の対象としておりました。

今回、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、求職活動を行ったにもかかわらず就労先が決まらなかった方については、求職活動要件における期間を更に延長し、8月末日までに就労を開始されれば、4月分から補助・助成の対象といたします。

※施設等利用給付認定者で令和2年5月～7月末の間に求職活動要件で給付認定が終了する方のうち、該当する方は、6月下旬に送付予定の給付認定の更新に係る申請書等の提出の際に「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届」

（在籍施設又は本市ホームページにて取得）に「新型コロナウイルス感染拡大の影響により求職活動を行ったにもかかわらず、認定期間内に就労先が決まらなかった」旨を記載の上、こども保育課または在籍施設に提出していただきます。

（郵送も可能です。）

民間保育施設入所児童助成金の申請においては、「求職活動内容報告書」を提出していただきます。

問合わせ先	習志野市役所こども保育課 047-453-7364
-------	------------------------------